

様式第3号

沖縄県土木建築部公告土建第978号

簡易公募型プロポーザル方式（単体発注）に係る手続開始の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、次のとおり技術提案書の提出を要請します。

平成24年7月10日

沖縄県知事 仲井眞 弘多

1 業務概要

- (1) 業務名 耐震技術者等育成支援事業委託業務
- (2) 履行場所 沖縄県全域
- (3) 業務内容
 - ア 鉄筋コンクリート住宅建築物耐震技術者講習会の開催
 - (ア) 本県住宅の代表的な構造形式である鉄筋コンクリート造耐震技術者養成のための講習会を実施する。
 - イ 耐震技術者長期育成事業
 - (ア) オンザジョブトレーニング方式により、専門性の高い耐震技術者を育成する。
 - ウ 耐震技術者短期育成講座
 - (ア) 短期講習会を通じて、耐震技術者となる基礎的知識を習得するための講座を実施する。
 - エ その他技術者育成について提案に基づく事業
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から平成25年3月29日まで
(ただし、技術提案内容によってはこの限りでない。)
- (5) 契約限度額 27,200,000円以下で契約を行う。
- (6) 本業務は、受注者を特定する場合において、一定の条件を満たす者を公募により選定し、当該業務に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する提案書（以下「技術提案書」という。）の提出を求め、技術提案書の内容が業務の履行に最も適した者を受注者とするプロポーザル方式の業務である。

2 参加資格

参加表明書又は、技術提案書を提出しようとする者は、次に掲げる資格等を満たしていること。

- (1) 参加者に共通して求める要件
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
 - イ 建築に関する技術及び関係法令を熟知し、かつ過去に同種・類似業務の実績があること。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
 - エ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
 - オ 沖縄県内に本店（主たる事務所を含む）がある法人であること。
 - カ 当該業務の見積額が契約限度額内であること。
- (2) 実績及び管理技術者等の要件
 - ア 企業に関する要件
 - (ア) 同種又は類似業務の実績
以下に示す同種業務又は類似業務について、平成18年度以降から公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、実施した業務1件以上の実績を有さなければならない。

- a 同種業務：建築構造に関する講習会又は人材育成講習を実施した事業
- b 類似業務：上記以外の建築・設備に関する講習会又は人材育成講習を実施した事業

3 技術提案書の提出者を選定するための基準等

2-(1)参加要件を満たす者を選定する。

4 受注者の特定に関する事項

(1) 受注者の特定方法

技術審査会において概ね次の項目について評価を行い、最も優れた内容の技術提案を行った業者を選定する。

ア 予定受注者の経験及び能力

- (ア) 業務執行体制
- (イ) 業務執行技術力
- (ウ) 業務コストの妥当性

イ 事業目的の理解度

- (ア) 業務理解度
- (イ) 技術提案書の構成

ウ 特定テーマに関する技術提案

- (ア) 的確性
- (イ) 実現性
- (ウ) 具体的な説明
- (エ) 事業効果

(2) 受注者の特定方法

受注者の特定は、(1)によって算出された評価値の最も高い者ものとする。

なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて受注特定者を選定する。

受注者は、指名審査会における審議を経て、決定する。その結果は、技術提案書を提出した者全員に通知する。

5 各種手続き等

(1) 参加説明書、技術提案書の交付期間、交付方法等

ア 交付期間 平成24年7月10日（火）から

イ 交付方法 沖縄県建築指導課ホームページ又は沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報サービスからダウンロードして下さい。

【入札情報サービス】<https://www.nyusatsu-okinawa.lg.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>

ウ 問い合わせ先 6(4)の場所

(2) 参加表明書の提出等

参加を希望するものは、下記により参加表明書を提出するものとする。

ア 参加表明書の提出期間、提出場所、方法等

- (ア) 期間 平成24年7月10日（火）から平成24年7月18日（水）午後1時まで
- (イ) 提出場所、方法等 別紙簡易公募型プロポーザル方式（単独発注）参加説明書（以下「参加説明書」という。）による。

イ 技術提案書の提出要請の通知（選定通知）

郵便等をもって平成24年7月24日（火）発送を予定する。

(3) 技術提案書の提出等

技術提案書の提出方法は、次のとおりとする。

ア 提出資格

3に基づき、技術提案書の提出要請を受けた者。

イ 技術提案書の提出期間等

- (ア) 期間 平成24年7月24日（火）から平成24年8月7日（火）午後5時まで

(イ) 提出方法等 参加説明書による。

(4) 受注者の決定日

受注者は、下記の日時までに決定する予定である。なお、技術提案書を提出した者には、4 (2) により通知する。

ア 日時：平成24年8月13日（月）（予定）

6 その他

(1) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び契約書の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。

(2) 参加資格の喪失

本公告に示した参加資格のない者の評価又は参加表明書、技術提案書申請書及びその他提出資料に虚偽の記載をした者の評価は無効とする。

なお、技術提案書の提出要請を受けた者であっても、要請後、指名停止措置を受け受注者の決定時において指名停止期間中である者の評価も無効とする。

(3) 参加表明書又は技術提案書の提出期限後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更を認めない。

(4) 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号

沖縄県土木建築部建築指導課 指導班

電話番号 098-866-2413

(5) その他詳細は、参加説明書による。